



**ZERO emission**  
ゼロ・エミッション



JFE アーバンリサイクル 株式会社

〒210-0866 川崎市川崎区水江町6-1  
TEL.044-270-5370 FAX.044-270-5385  
<http://www.urrec.co.jp>



■ アクセス

○ バスをご利用の方

- JR川崎駅よりバスで約25分
- ①乗場 臨港バス「水江町行き」
- ④乗場 市営バス「水江町行き」
- バス停「JFE扇島正門前」より徒歩約5分
- ※交通状況により所用時間が変わります。

○ 車でお越しの方

- JFE水江北門からJFEスチール東日本製鉄所構内へ入場して下さい。

●このカタログは再生紙を使用しています。

# “限りある地球資源”の循環 その一翼を担い、 人と地球の未来に貢献します。

都市型環境ソリューションを目指す

JFEアーバンリサイクルの使用済み家電リサイクルシステム

高純度の品質を確保する選別技術と隣接の製鉄所と連携して鉄やプラスチックを製鉄原料として効率よく利用することにより、一貫した処理で高い再資源化率を達成しています。

循環型社会の実現に向けて、皆様のリサイクルへの取り組みを幅広くお手伝い致します。

## JFEアーバンリサイクルの特長

### 1 JFEスチールの構内立地を最大限に活用

製鉄所のインフラを最大限活用するとともに、利用可能な鉄、銅、プラスチック等の回収物は製鉄工程でも再利用されています。

### 2 大都市に隣接しエコを考えたリサイクルプラント

廃棄物の発生場所に近接しており、回収物の大量ユーザーであるJFEスチールの製鉄所内にあることから、運送中のCO<sub>2</sub>排出量の削減が可能。

### 3 高い再資源化率

分別回収に努めるほか、活用が難しい回収ウレタンの製鉄原料化などに取り組み、再資源化率は、99%以上と高く、ゼロエミッションに向けて努力しています。

### 4 冷媒フロン・断熱材フロンの回収

オゾン層破壊の原因となるフロンを高効率で回収するなど、地球環境への負荷を最小限に抑えています。

### 5 柔軟な対応が可能なリサイクル技術

これまで培ってきた技術により、家電リサイクル法で定められた4品目以外の家電製品などにも対応することが出来ます。

## 会社概要

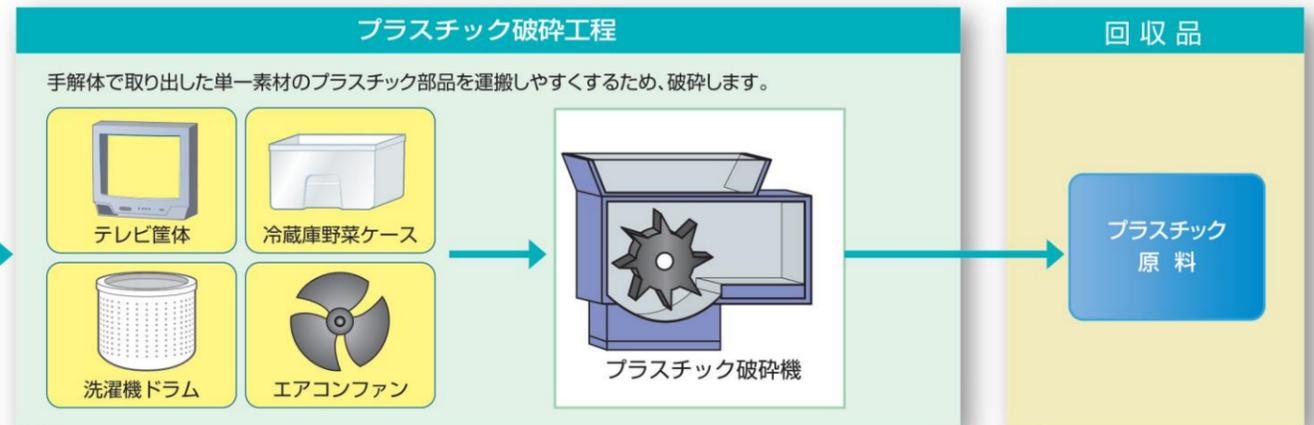
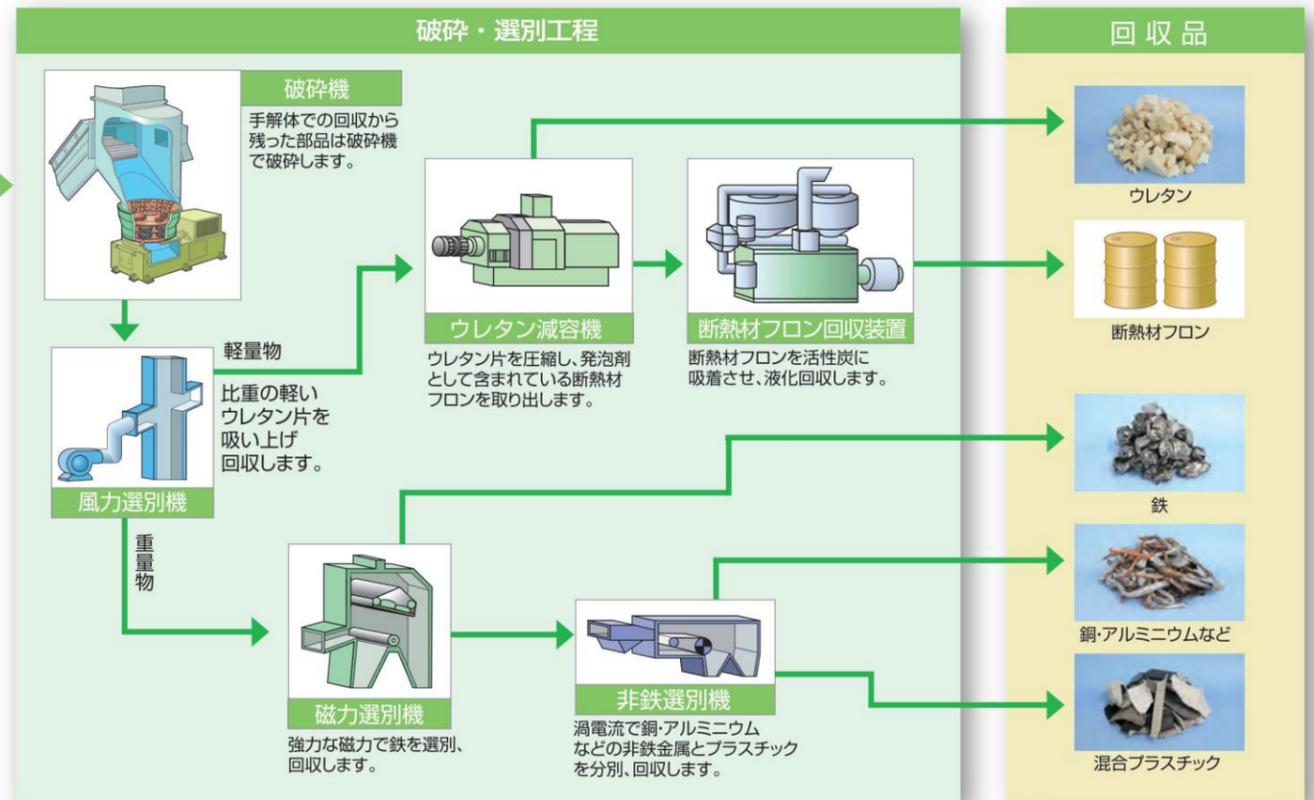
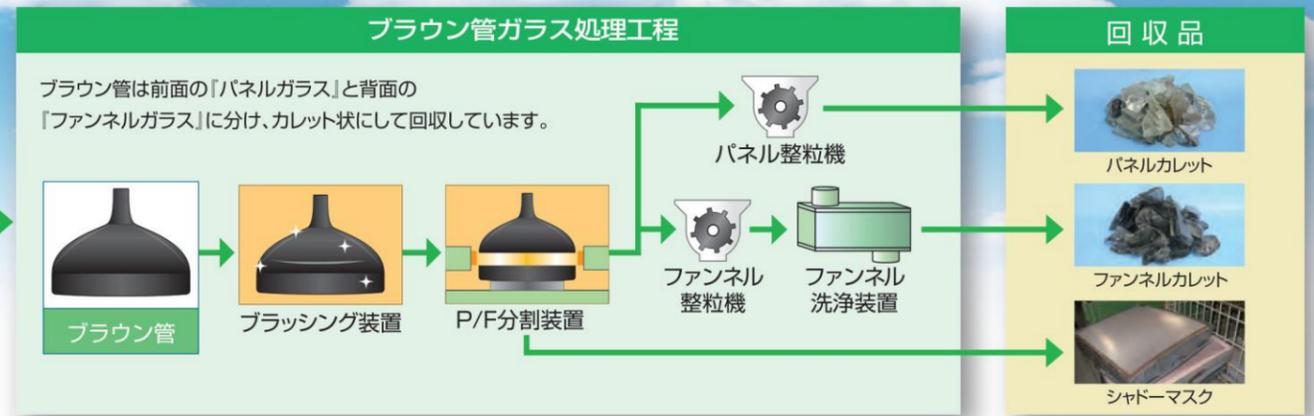


設立	1998年12月
施設稼働開始	2001年4月
主事業	特定家庭用機器再商品化事業 産業廃棄物処理事業
許認可	特定家庭用機器再商品化法 大臣認定工場 産業廃棄物処分量(許可番号 第05720076343)
敷地面積	23,000m <sup>2</sup>
主要設備	縦型破砕機 磁力選別機 非鉄選別機 ウレタン減容機 断熱材フロン回収装置

# 使用済み家電処理フロー

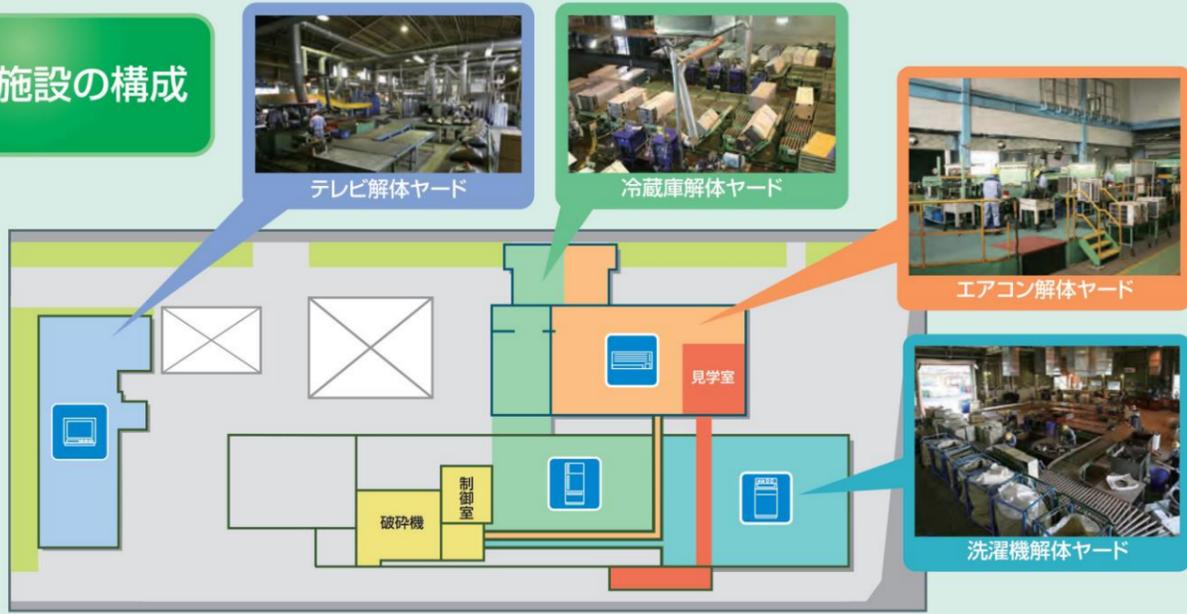
はじめに各品目ラインでは手解体で部品を回収して、ピュアな素材を確保し、質の高いリサイクルができるように努めております。また、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫の冷媒フロンも手解体工程で回収しております。次にガラスを除く手解体での未回収部品は、機械で破碎、選別を行い、鉄、非鉄、混合プラスチック、ウレタンに大別されます。このとき、冷蔵庫の断熱材として使用されているウレタンに含まれているフロンも確実に回収致します。

	製品	手解体工程
ブラウン管テレビ		消磁コイル 電線類 プリント基板 ブラウン管 偏向ヨーク スピーカー 電子銃 プラスチック管体
薄型テレビ		電線類 プリント基板 プラズマパネル プラスチック管体 スピーカー ノイズフィルター 液晶パネル フィルム
エアコン		電線類 熱交換器 トランス ファン 真鍮バルブ モーター プリント基板 銅管 コンプレッサー コンデンサー 冷媒フロン回収装置 冷媒フロン 冷凍機油
冷蔵庫・冷凍庫		電線類 トランス コンデンサー クリアトレイ モーター コンプレッサー プリント基板 野菜ケース 冷媒フロン回収装置 冷媒フロン 冷凍機油
洗濯機・乾燥機		電線類 ステンレス洗濯槽 プリント基板 ホース モーター ギアボックス コンデンサー プラスチック洗濯槽 塩水回収装置 塩水



# リサイクル施設の概要

## 施設の構成

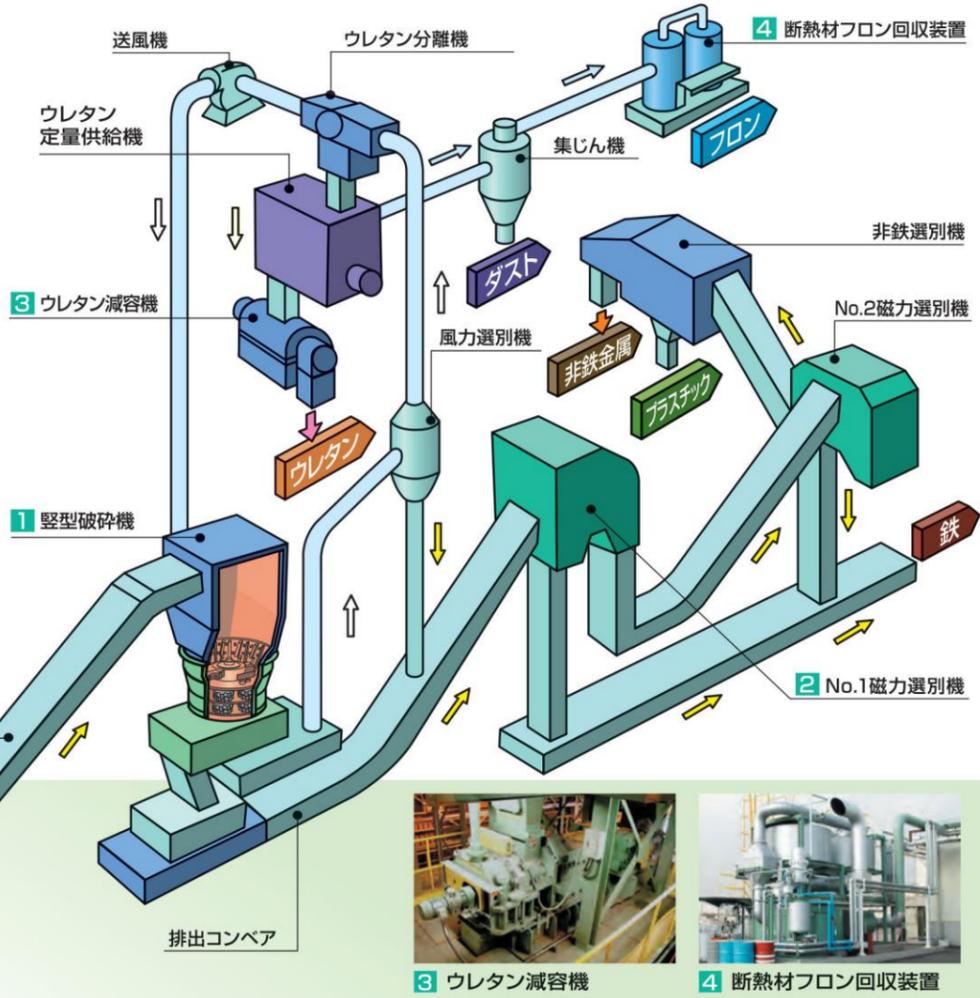


## 川崎エコタウン構想



川崎エコタウンとは、川崎臨海地区を構成する企業が主体となって地域への環境負担を出来るだけ削減し、環境と産業活動が調和した持続可能な社会をめざす街のことです。JFEアーバンリサイクルは、地域のリサイクル拠点としてゼロ・エミッションを目指して努力しています。

## 破碎・選別設備



## 家電リサイクル法の仕組みと役割

### 排出者(消費者)



- 廃家電の適正な引渡し
- 収集・運搬、再商品化等にかかる費用の支払い

### 小売り業者(家電販売店)



- 自らが過去に販売した対象機器の引取
- 買い替えの際に引き取りを求められた対象機器の引取
- 製造業者等への使用済み対象機器の引渡し

### 電気メーカー等(製造業者・輸入業者)



- 自らが過去に販売した対象機器の引取
- 引き取った対象機器の再商品化



### 家電リサイクル券の流れ

